

## 石巻市総合体育館利用者等の遵守事項

石巻市総合体育館指定管理者  
特定非営利活動法人石巻市体育協会

石巻市総合体育館の利用者等（応援者等を含む。）は、石巻市総合体育館条例、石巻市総合体育館管理規則、石巻市総合体育館利用料規則、特定非営利活動法人石巻市体育協会総合体育館管理運営業務規則を遵守するとともに、下記事項について遵守願います。

### 記

- 1 石巻市総合体育館（以下「体育館」という。）は、石巻市の一時避難所に指定されているので、石巻市から避難所として開設する要請が出た場合は、体育館の利用を中止していただきます。  
（利用料金は、別途協議して決定します。）
- 2 体育館内は、全面禁煙となっているので厳守願います。（喫煙する場合は、指定された喫煙所を利用してください。）
- 3 館内の床面等保護のため、館内には室外利用の運動靴等での入館は厳禁です。
- 4 許可を受けた利用時間は、準備、後片付け及び清掃までの時間です。利用時間を超える場合は、事前に職員に申し出て許可を受け、利用料の精算について協議してください。（他に利用予定がある場合は、許可出来ないことがあります。）
- 5 施設及び器具備品等（以下「器具等」という。）の利用は、利用許可を受けた施設及び器具等以外の利用をしないこと。又施設及び器具等を損傷し、汚損し、又は紛失した場合は、必ず職員に届け出てください。この場合、状況によっては、損害を賠償していただくことがあります。
- 6 施設及び器具等の利用が終了したときは、利用器具等を元の場所に収納するとともに、利用場所を清掃し職員に申し出てください。
- 7 器具等に不具合があった場合は、利用する前に職員に申し出てください。
- 8 各種大会等多人数での利用の場合は、主催者が定期的に館内外を見回り、許可を受けた施設以外の利用・イタズラ・他の利用者の迷惑防止等に努めてください。
- 9 各競技場は、飲食禁止です。（スポーツドリンク等の飲用は可能です。）
- 10 体育館内の消火設備及び非常口前には、物品等を置かないでください。
- 11 利用者等は、弁当等の空容器・その他ゴミ類を必ず持ち帰ってください。
- 12 利用者等の持ち物等は自己管理としますので、盗難、紛失等の事故発生には、一切責任を負いません。また、屋外の履物は袋等に入れてから館内に持ち込むようにしてください。
- 13 駐車場の利用について
  - ① 体育館指定の駐車場を利用し、路上・民有地には絶対駐車しないでください。  
（体育館の指定駐車場で不足する場合は、利用者において確保してください。）
  - ② 駐車場内であっても、駐車禁止区域・通路には駐車しないでください。
  - ③ 必要に応じて駐車場係等を配置し、駐車のを徹底してください。
- 14 主競技場の利用について
  - ① ラインテープを貼付する場合は、事前に職員に申し出るとともに、利用終了後は、原状に復してください。（ガムテープ等の利用は厳禁です。）
  - ② 放送設備の操作は、職員の指示に従ってください。
  - ③ 電動カーテンの操作・照明灯の点灯及び消灯等の操作は、職員に申し出て操作してもらってください。
  - ④ ギャラリーの壁には、ボールを打ちつけないでください。
- 15 その他職員の指示に従ってください。